

## 個人所得税の2020年度 確定申告期限の延長について

**KPMG** in Mexico

本ニューズレターにおいては、2020年度における個人所得税の確定申告期限について ご紹介いたします。

皆様ご存知のとおり、個人所得税の確定申告期限は通常4月末日とされていますが、 2019年度と同様2020年度におきましてもその期限が延長されていますので本ニューズ レターにおいてその概要を情報共有いたします。

## 個人所得税の2020年度確定申告期限の延長について

メキシコ税務当局 ("SAT") は、2021年4月5日に2021年度第一次税務細則 (La primera Resolución de Modificaciones a la Resolución Miscelánea Fiscal ("RMF") para 2021) の第五次改訂版を公表し、その中で個人所得税の2020年度確定申告の申告期限を4月30 日から5月31日と1ヵ月延長することを発表しています。

なお、年間所得額が3百万MXN以上ある給与所得者については、4月30日までに納税者 メールボックスを新たに開設することが求められていますが、当該期限については現 状変更ない点、ご留意ください(納税者メールボックスの開設に関する詳細について は、2021年3月9日号「給与所得者用納税者メールボックスの開設について」をご参照 ください)。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

## 本ニューズレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所 東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx) 佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx) 井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所 **宮本 諭**(satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所 河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

© 2021 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., a Mexico civil partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

本ニューズレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニューズレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人(KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにXPMGネットワークに属するメンバーファーム)は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニューズレターの著作権は当法人に属し、本ニューズレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段 において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。